



2023
No.170
3・4月号

編集発行人
税理士法人
伏見会計事務所

〒420-0804
静岡市葵区竜南3丁目10-18
TEL (054) 246-2433 (代)
FAX (054) 246-9389
E-mail: kaikei@t-fushimi.co.jp
URL: http://www.t-fushimi.co.jp/



令和5年度税制改正大綱における消費税の インボイス制度の改正に係る注目ポイント

このコーナーでは税務に関する様々な情報を提供して参ります。記事の内容についてご質問等ございましたら、下記の電話番号、もしくは担当者までお問い合わせ下さい。リクエスト等もお待ちしております。

☎ 054-246-2433

令和4年12月23日に閣議決定しました令和5年度税制改正大綱の消費税インボイス制度に関する改正から3点の注目ポイントをお知らせします。

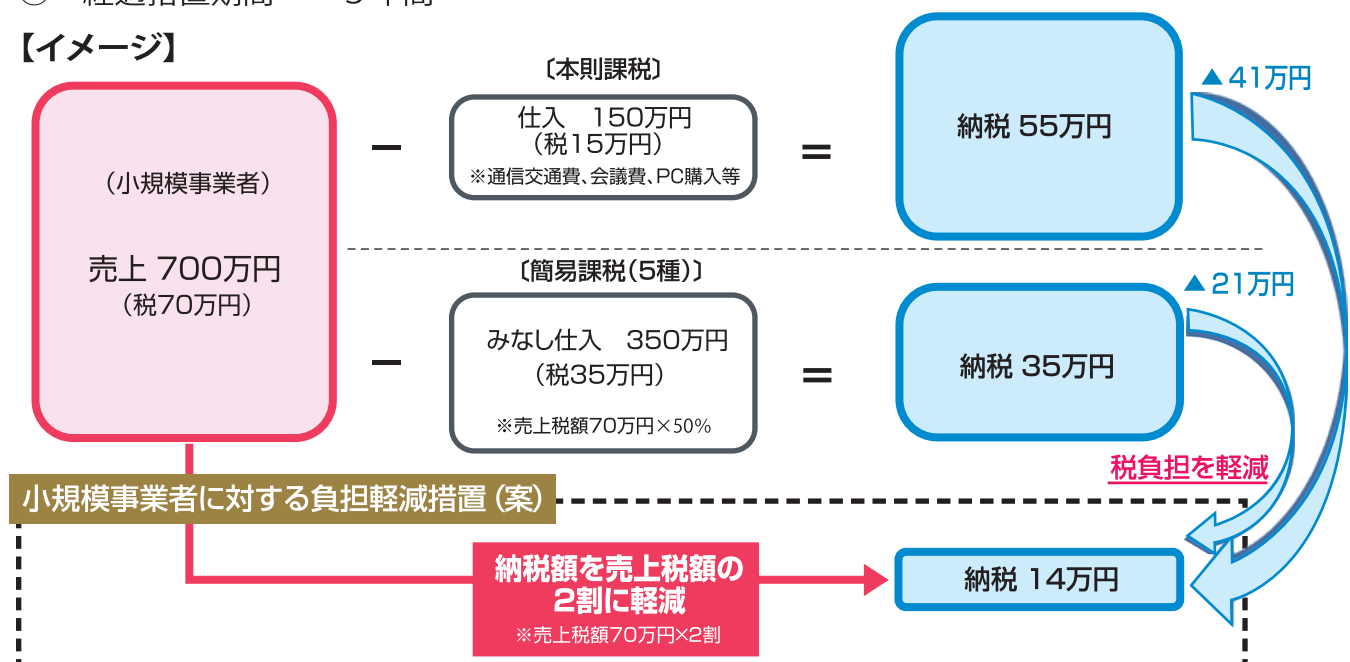
(1) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置(案)

- 免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間講ずることとする。
- これにより、業種にかかわらず、売上・収入・を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税に比しても事務負担を大幅に軽減することとなる。
(売上別の業種区分の振分をする必要がないため)

(注) 免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者を対象とし、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで適用できる。(インボイス制度の開始前に課税事業者選択届出書の提出して課税事業者となっている者は対象外)

- 経過措置期間……3年間

【イメージ】



※負担軽減措置の適用に当たっては、事前に届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。
財務省資料より